令和３年度　科学研究費助成事業

（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）

専任以外の研究者に係る応募資格について

対象	応募区分	学内における応募の際の条件
・名誉教授 ・客員教授 ・特別客員教授 ・客員研究員 ・客員所員 ・助教（無給） ・科研費研究員 ・科研費技術員 ・PD 共同研究員 ・EF 共同研究員 ・日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD） ・非常勤講師（応募時） 等	研究代表者 研究分担者 （学内代表） ※所属機関での資金管理を要する	以下の全ての条件を満たしていれば応募可とする。 ①　受入責任者（本学専任教授・准教授・講師）をおく。 ②　所属部局での承認を得る。 ③　所属部署の事務担当者を届け出る。 ④　学内研究室を確保する。 ⑤　学内の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会」（コンプライアンス研修会）を受講するとともに、誓約書を提出する。 ⑥　研究倫理教育に関する研修を受講する。 ・科研費研究員・技術員は、事前に学内の研究代表者（研究分担者）に応募の許可を取ること。 ・外部資金により雇用されている者は、事前に外部資金制度を確認し、併せて学内の研究代表者（研究分担者）に応募の許可を取ること。 ※当該研究者と受入責任者、事務担当者の３者は条件④学内研究室を確認し、受入方法や活動方法、資金管理及び研究活動におけるエフォート率について研究支援センターと面談を行う。
	研究分担者 （学外代表） ※所属機関での資金管理を要する	①過去に本学において専任教授（客員教授・特別客員教授等含まず）」であった者、②過去に本学において研究代表者として採択実績がある者、③日本学術振興会特別研究員（SPD・ PD・RPD）は、上記の研究代表者と同じ条件で応募可とする。 それ以外の者については研究分担者として参画は認めていない。
	研究協力者	応募は可。科研費の応募・採択のための身分保障はしない。

上記の対象身分は応募時および採択時の当該研究期間に必要な身分とする。

※採択された場合は当該研究期間において対象身分が必要となるため、応募時に所属部局から採択期間について身分が付与される内諾を得ている旨を証する書面（申請申出書）の提出を要する。

※継続課題への途中参画についても、本応募資格を適用する。

【非常勤講師が科研費に採択された場合の当該研究期間の身分について】

応募の時点で非常勤講師である研究者は、応募資格は有しているが、採択された場合には他の対象身分が必要となる。そのため応募する際には、申請申出書において、各所属機関から採択された場合に他の対象身分が付与される内諾が得られている旨を証することを必要とする。

※参考　日本学術振興会　令和2年度公募要領記載の応募資格　一部抜粋

応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

＜要件＞

ア　研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ　当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ　大学院生等の学生でないこと

以　上